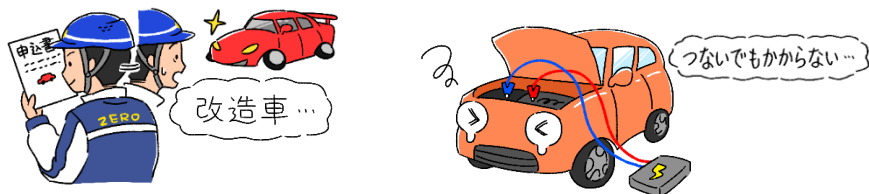


1. お預かり時のお願い

- ・ 車両は走行や保管に支障のない状態でお預けください。
- ・ バッテリー放電やエンジンの不調以外にも、走行不能となる可能性がある場合は必ずお申し出ください。
- ・ 自走できない場合(※)、お申込み内容と車両状態が相違している場合、その他輸送に支障が生じる可能性があるると判断した場合は、輸送をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。(ルーフキャリアなど外装品がある場合はお申し込み時にお伝えください。)

(※) 自走できない場合の例：違法車両（改造車、保安基準90mm未満のローダウン）、重度のバッテリー上がり、オイルもれ、オーバーヒート（水モレ）、タイヤホイール不具合、不動車、事故車、窓ガラスの開閉不可、エンジンフード不良など



- ・ 安全確保ができ、車両状態が正しく確認できる環境でお引渡しをお願いします(夜間照明の無い場所、降雨、降雪時の屋外確認ではキズや凹みを正しく認識できない場合があります)。



2. お届け時のお願い

- ・ 安全確保がきる場所にて、ご依頼主様に状態を確認いただき、お受け取りのサインをいただきます。
- ・ 車庫入れはお客様にてお願いいたします。
- ・ お受け取り後や無人納車の場合、キズや凹みのお申し出はお受け致しかねます。

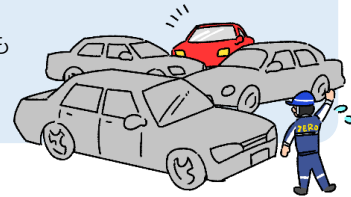
輸送全般に関してご理解いただきたいこと

- ・ タイヤの交換、燃料・バッテリーの補充はあらかじめお客様にてお願いします。
- ・ 円滑な輸送のため、セキュリティが確保された管理区域では施錠をしております。コネクテッドサービスによる施錠は行わないでください。
- ・ 車内にタイヤや生活用品などの搭載品がありますと、視界を妨げ安全な輸送ができないだけでなく、車内での破損事故につながります。必ずお車から降ろしてお預けください。(お預かりは車両と鍵のみとなります。)
- ・ お預かり時、お届け時の車両状態確認は必ずお客様も一緒をお願いします。お届け時のサインをいただいた後のクレームは原則としてお受けできません。

効率的な輸送へのお願い

2024年4月に「新物効法(※)」が成立し、すべての事業者に物流効率化に向けた努力義務、一定規模以上の事業者(特定事業者、特定荷主)に中長期計画作成や定期報告が義務づけられました。是非とも効率的な輸送にご協力をお願いします。(※) 流通業務の総合化および効率化の促進に関する法律および貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

- ・ ドライバーが到着次第輸送作業に着手できるよう車両はすぐに運びだせる場所にご準備ください。
- ・ 化粧板は荷主様にて外し、カギのご準備もお願いします。
- ・ 安全な荷扱い場所の確保をお願いします。



車両画像の開示について(2026年中に順次開始)

- ・ 2026年内を目処として、荷主様に引取時の写真撮影の開示を予定しています。
- ・ また、2027年1月以降、各オークション会場様のご協力をいただきながら搬出車両の撮影、開示も調整しています。
- ・ お預かり時の状態をお知らせすることにより、荷主様に安心をお届けします。

輸送が原因でお預かりした車両が損傷または滅失した場合、約款に基づき賠償いたします（運送約款第二十八条、同三十三条）。

次の場合は賠償の対象とはなりませんのでご注意ください

- ①お預かり時の画像と納車時指摘のキズ・凹みを比較しても輸送責任を判別できない場合
- ②輸送経路、輸送方法、損傷の状態などから輸送が原因で生じた損傷ではないと当社が判断した場合
- ③お預かり時に雨天、降雪などの天候や車両汚れ等により損傷確認が困難な場合
- ④とび石など飛来物による避けようのない損傷や、お預かり時に確認・記録したガラスのキズからヒビ・割れに拡大した損害の場合
- ⑤その他天災等、約款第三十一条の免責に該当する場合

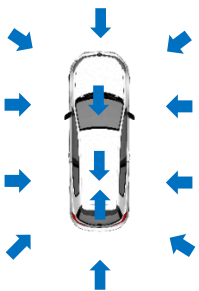
3. 車両状態の把握と保存方法について



(1) デジタル機器を使用した外観撮影

・デジタル撮影により、お預かり時の客観的な状態を保存します。

これまで実施していた「人の目によるキズチェック」ではなく、お預かり時の車両の状態をデジタル画像にて保存する方法に変更します。なお、お預かりの環境により全方位からの撮影が困難な場合、可能な範囲で撮影します。



複数方向から撮影



(夜間・暗所使用)

・mo laは順次高性能カメラに切り替えていきます。また暗所用では1,500ルーメン程度のヘッドライトを使用して撮影します。(画像は参考)

お預かり時に撮影および迅速な輸送ができるよう車両のご準備をお願いします。正確な車両状態の記録のため、お預かり前に洗車等の清掃をお願いします。

(2) 撮影画像の目的とご注意いただきたいこと

- ・本取り組みは、車両の状態を客観的資料として保存し、輸送状態の透明性向上および責任範囲の明確化を目的とするものです。
- ・**車両にキズ・凹み・汚損その他の瑕疵が存在しないことを保証するものではありません。**

■画像の限界

- ・撮影条件（天候・光量・角度、車両の汚れ等）により、微細なキズ、湾曲した凹み、視認困難な損傷等が画像上確認できない場合があります。下回り、内装、機関部等は撮影対象外となります。

■納車時に指摘があった場合の取扱い

- ・納車時の指摘箇所を撮影し、引取時の画像との比較、キズの状態、輸送方法と経路等を確認のうえご返答します。
- ・画像の有無のみをもって補償の可否が決定されるものではありません。

4. 内装と機能に関してご注意いただきたいこと

(1) 車両の内装に関すること

- ・シート、ダッシュボード、その他内装の割れ、汚れ、焦げ等はチェック対象外です。
- ・固定されている各種電子機器の有無（ドラレコ、レーダー探知機、ナビ）をチェックします。
- ・上記以外の電子機器や以下の積載物は確認対象外となります。

- ①現金・カード類、②タイヤ類、③固定されていない電子機器類、④SDカード類、⑤充電ケーブルなどの小物、⑥キーケース、⑦サングラス、⑧工具類、⑨ヘッドレスト、⑩トノカバー、⑪フロアマット、⑫各種パーツ類、⑬その他生活用品



(2) 車両の機能に関すること

- ・車両を運転して輸送する場合、輸送前点検（エンジンオイルと水量確認）を行い、異常がある場合はご依頼主様の指示を仰ぎます。また、輸送途中で不具合が発生した場合は安全な状態で停止し、事故等の回避措置を行ったうえで、ご依頼主様の指示を仰ぎます。
- ・なお、通常の運行時に発生し、輸送前点検で容易に確認できない以下の車両故障や不具合の補償はお断りいたします。

- ①水温の上昇、②チェックランプ点灯、③異音、振動、白煙、④クラッチのすべり、ミッション系の異常、⑤タイヤの脱落、⑥消耗品を起因とする不具合、⑦プラスチック部分損傷やバッテリー消耗その他経年性による不具合